事業者及び県民等からの意見結果

1 事業者等からの意見

- (1) 訪問による聞き取り(令和元年6月5日から8月26日) 関係団体9者,最終処分場設置者9者,中間処理業者6者,排出事業者2者,仙 台市に対して聞き取りを行った。
- (2) 主な意見に対する県の考え方

主な意見	県の考え方
産業廃棄物税の延長に異存はないとす	不法投棄の抑止効果,最終処分量の削減効果
る意見が大勢を占めておりましたが、産	など、今後も各種媒体を通じてその周知に努め
業廃棄物税の使途事業の効果等をもっと	てまいります。
PRすべきとの意見	
最終処分場設置者からの「最終処分場	自治体管理の道路の補修費に充当すること
への搬入道路の補修費用に充てられない	は難しいものの、平成30年度から、最終処分
か。」との意見	場設置者が周辺地域との共生を促進するため
	の事業に対する補助制度を創設し、処分場周辺
	の緑化などを支援しております。

2 パブリックコメント

- (1) 令和元年7月9日から9月30日まで県民等から意見を募集した結果,2者から 3件の意見が寄せられた。
- (2) 意見と県の考え方

意見等	県の考え方
産業廃棄物税の継続と、税率等の現状維持	税率等は現状維持とし、令和2年
	度以降も産業廃棄物税を継続する
	方向で検討を進めております。
産業廃棄物税で賄われているのかは不明だが、広	広報は、より広範囲に周知するこ
告(リサイクル,不法投棄をやめようのチラシなど)	とができるよう、様々な媒体(チラ
が多すぎると思う。配布する場所、人がおらず結局	シ,新聞,県政だより,ラジオ,ホ
廃棄することになり意味がない。これからの時代は	ームページ等) により実施している
紙のチラシや広告では情報が浸透しにくいと思う。	ところです。今後、より効果的な広
3 R の普及の仕方についても再検討するべきだと思	報や紙媒体を削減できる方法につ
う。	いて、工夫してまいります。
<パブリックコメントの方法に関すること>	県がパブリックコメントを求め
意見提出の方法について、書式は自由となってい	る際には、自由形式で意見を提出し
るが、アンケート方式にしたほうが良いと思う。資	ていただくことにしておりますの
料の中に、意識調査の結果がグラフで出ていたがそ	で御理解願います。
のような方式でまとめたほうが良いと思う。自由様	
式ではどのように意見を述べるべきか迷い、提出し	
ない場合も多いと思う。	